

平成26年2月14日

東京地方裁判所民事部 御中

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町11-6

原 告 特定非営利活動法人 空援隊

代表 理事長 千葉 英也

<送達場所/事務局>

〒615-0051 京都市右京区西院安塚町12-101

特定非営利活動法人空援隊 京都事務局

電 話 075-321-4661

FAX 075-321-4607

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

被 告 厚生労働省

代表 厚生労働大臣 田村 憲久

担当 大臣官房審議官 古都 賢一

立替金等請求事件

訴訟物の価額 36,740,000円

貼用印紙額 131,000円

予納切手 6,020円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、3674万円及びこれに対する平成26年2月1日 から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第2 請求の原因

原告は、事件当時、厚生労働省の委託事業者であり、その際に起こったフィリピン国内の法律解釈変更に伴う火葬場建設の委託事業契約外の事業について、被告厚生労働省社会援護局援護企画課外事室長との間で、交わされた約束に従い、本来厚生労働省が支払うべき金員を一時的に立替払いした。

その後、被告は、数度に渡って、政府派遣遺骨収集団による焼骨式の際、当該 火葬場を約束通り使用し、約束通り分割返済を始めたばかりのところで、特別な 事情があり、事業自体を突然中断し、支払いを停止した。

その後、被告は当該火葬場の維持管理料や遺骨保管料などの支払いを一部しか行わず、原告がフィリピンにおける事業停止後に行ったサイパンにおける遺骨収集事業に対して、いくばくかの返済はあったものの、より未払いの債務が膨れ上がるばかりとなり、室長交代に伴う債務不履行が明確となった為に本訴に及んだものである。

以上

証 拠 方 法

1 甲1号証 平成26年2月16日付け内容証明

附 属 書 類

1 訴状副本 1 通

2 甲1 (写し) 1通

3 特定非営利活動法人空援隊謄本 1通